

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	令和5年（行ヒ）第143号
事 件 名	地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（是正の指示）の取消請求上告事件
判決年月日	令和5年9月4日
判 示 事 項	法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反するとして、これを取り消す裁決がされた場合において、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当するか
判 決 要 旨	法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反するとして、これを取り消す裁決がされた場合において、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、是正の指示の要件である地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。
事案の概要	<p>沖縄防衛局は、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するため、沖縄県知事から公有水面埋立法（以下「埋立法」という。）42条1項に基づく埋立承認処分を受けていたが、その後、一部海域の地盤改良工事を追加するなどのために、同県知事に対し、公有水面埋立ての設計概要等変更承認申請（以下「本件変更承認申請」という。）をした。しかし、沖縄県知事がこれを不承認とする処分（以下「本件変更不承認処分」という。）をしたことから、沖縄防衛局は、これを不服として埋立法の法令所管大臣である国土交通大臣に対し、地方自治法及び行政不服審査法に基づく審査請求をしたところ、同大臣は、本件変更不承認処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。</p> <p>その後、同大臣は、沖縄県に対し、本件変更承認申請について承認するよう勧告し、さらに、地方自治法245条の7第1項に基づき是正の指示（以下「本件是正の指示」という。）をした。</p> <p>これに対し、沖縄県知事は、本件裁決及び本件是正の指示に不服があるとして、国地方係争処理委員会に対し、それぞれ審査申出をしたが、同委員会は、本件裁決に関する審査申出につき却下する旨の決定を行い、本件是正の指示に関する審査申出につき本件是正の指示は違法ではない旨の決定をした。</p> <p>本件は、沖縄県知事が、本件是正の指示に係る上記決定に不服があるとして、地方自治法251条の5第1項1号に基づき、本件是正の指示が違法な国の関与であると主張し、その取消しを求めて訴訟提起をした事案である。</p>
訟務月報	69巻11号